

Topics | トピックス

- ◆ 第16回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 第7回・第8回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ◆ 日本年金機構が2024年4月分からの「年金額改定通知書」「年金振込通知書」及び「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書」「年金生活者支援給付金振込通知書」を発送
- ◆ 日本年金機構が年金動画閲覧ページを新設
- ◆ 日本年金機構が「ねんきんネット」持ち主不明記録検索機能のスマートフォン専用画面を新設
- ◆ 2024年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.0%

◆第16回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、7月3日に第16回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「2024年財政検証の結果について（報告）」「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）における議論のとりまとめについて（報告）」が議事とされた。

【2024年財政検証結果について（報告）】

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確定であるため、幅広い複数のケースを設定する。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある（図1）。これらを前提に将来の所得代替率は図2のようになる。なお、2024年度の所得代替率は61.2%（報酬比例部分が25.0%、基礎年金が36.2%）。また、下記内容でオプション試算が行われた。

オプション試算の内容と結果

1. 被用者保険の更なる適用拡大（2027年10月に実施）を行った場合
 - ① 企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消万人
 - ② ①に加え、短時間労働者の賃金要件を撤廃または最低賃金を上げた場合（約200万人）
 - ③ ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約270万人）
 - ④ 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（約860万人）
⇒所得代替率はそれぞれ1.0%～3.6%の増加となる。 *成長型経済へ移行・継続した場合
2. 基礎年金の拠出期間を延長（40→45年）し、給付増額があった場合
⇒現行期間を維持した場合より所得代替率は、7.1%多い64.7%に拡大する。
3. 基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）のマクロ経済スライドの調整期間を一致した場合
⇒働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。
4. 在職老齢年金制度を見直した場合
⇒上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。
5. 標準報酬月額の上限（現行65万円）の見直しを行った場合
⇒上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

<図1> 2024年度財政検証の諸前提

<p><人口の前提> 「日本の将来推計人口」(2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 出生率：高位・中位・低位 死亡率：高位・中位・低位 入国超過数： 25万人、16.4万人、6.9万人</p>	<p>合計特殊出生率</p> <table border="1"> <tr> <th>2020年 (実績)</th> <th>2070年</th> </tr> <tr> <td>1.33</td> <td> 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13 </td> </tr> </table>		2020年 (実績)	2070年	1.33	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	<p>平均寿命</p> <table border="1"> <tr> <th>2020年 (実績)</th> <th>2070年</th> </tr> <tr> <td> 男性：81.58 女性：87.72 </td> <td> 高位 (余命の伸び小)：84.56 中位：85.89 低位 (余命の伸び大)：91.94 93.27 </td> </tr> </table>		2020年 (実績)	2070年	男性：81.58 女性：87.72	高位 (余命の伸び小)：84.56 中位：85.89 低位 (余命の伸び大)：91.94 93.27	<p>入国超過数</p> <table border="1"> <tr> <th>2016~2019年 (実績の平均)</th> <th>~2040年 入国超過数 (一定)</th> </tr> <tr> <td>16.4万人</td> <td> 25万人 16.4万人 6.9万人 </td> </tr> </table> <p>※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定</p>		2016~2019年 (実績の平均)	~2040年 入国超過数 (一定)	16.4万人	25万人 16.4万人 6.9万人																														
	2020年 (実績)	2070年																																														
1.33	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13																																															
2020年 (実績)	2070年																																															
男性：81.58 女性：87.72	高位 (余命の伸び小)：84.56 中位：85.89 低位 (余命の伸び大)：91.94 93.27																																															
2016~2019年 (実績の平均)	~2040年 入国超過数 (一定)																																															
16.4万人	25万人 16.4万人 6.9万人																																															
<p><労働力の前提> 「労働力需給の推計」(2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構) ①労働参加進展シナリオ ②労働参加漸進シナリオ ③労働参加現状シナリオ</p>	<p>就業者数</p> <table border="1"> <tr> <th>2022年 (実績)</th> <th>2040年</th> </tr> <tr> <td>6,724万人</td> <td> 労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人 </td> </tr> </table>		2022年 (実績)	2040年	6,724万人	労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	<p>就業率 ※15歳以上人口に占める割合</p> <table border="1"> <tr> <th>2022年 (実績)</th> <th>2040年</th> </tr> <tr> <td>60.9%</td> <td> 労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9% </td> </tr> </table>		2022年 (実績)	2040年	60.9%	労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%																																				
	2022年 (実績)	2040年																																														
6,724万人	労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人																																															
2022年 (実績)	2040年																																															
60.9%	労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%																																															
<p><経済の前提> 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定 (2024年4月) ①高成長実現ケース ②成長型経済移行・継続ケース ③過去30年投影ケース ④1人当たりゼロ成長ケース</p>	<p>将来の経済状況の仮定</p> <table border="1"> <tr> <th>労働力率</th> <th>全要素生産性 (TFPP) 上昇率</th> </tr> <tr> <td>1.4%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>1.1%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>0.5%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>0.2%</td> <td>0.4%</td> </tr> </table>		労働力率	全要素生産性 (TFPP) 上昇率	1.4%	2.0%	1.1%	2.0%	0.5%	0.8%	0.2%	0.4%	<p><長期の経済前提></p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">物価上昇率</th> <th rowspan="2">資金上昇率 (実質・対物価)</th> <th colspan="2">運用利回り</th> </tr> <tr> <th>実質 (対物価)</th> <th>スプレッド (対資金)</th> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>3.4%</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.5%</td> <td>3.2%</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>2.2%</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>1.4%</td> <td>1.3%</td> </tr> </table>		物価上昇率	資金上昇率 (実質・対物価)	運用利回り		実質 (対物価)	スプレッド (対資金)	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	0.5%	0.5%	2.2%	1.7%	0.1%	0.1%	1.4%	1.3%	<p>参考(推計結果)</p> <table border="1"> <tr> <th>実質経済成長率</th> <th>人口1人当たり実質経済成長率</th> </tr> <tr> <td>1.6%</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>1.1%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>▲0.1%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>▲0.7%</td> <td>0.1%</td> </tr> </table>		実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率	1.6%	2.3%	1.1%	1.8%	▲0.1%	0.7%	▲0.7%	0.1%
	労働力率	全要素生産性 (TFPP) 上昇率																																														
1.4%	2.0%																																															
1.1%	2.0%																																															
0.5%	0.8%																																															
0.2%	0.4%																																															
物価上昇率	資金上昇率 (実質・対物価)	運用利回り																																														
		実質 (対物価)	スプレッド (対資金)																																													
2.0%	2.0%	3.4%	1.4%																																													
2.0%	1.5%	3.2%	1.7%																																													
0.5%	0.5%	2.2%	1.7%																																													
0.1%	0.1%	1.4%	1.3%																																													
実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率																																															
1.6%	2.3%																																															
1.1%	1.8%																																															
▲0.1%	0.7%																																															
▲0.7%	0.1%																																															

足下の所得代替率※(2024年度)

61.2% { 比例: 25.0%
基礎: 36.2%

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2024年度：61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質資金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均

<p>労働力の前提</p> <p>高</p> <p>成長実現・労働参加進展</p> <p>55%</p> <p>成長率ベースライン・労働参加漸進</p> <p>50%</p> <p>一人当たりゼロ成長・労働参加現状</p> <p>低</p>	<p>高成長実現ケース</p> <p>56.9% (2039)</p> <p>{ 比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 31.9% (2039)</p> <p>実質資金上昇率 : 2.0% 実質的な運用利回り(スプレッド): 1.4%</p>	1.6%
	<p>成長型経済移行・継続ケース</p> <p>57.6% (2037)</p> <p>{ 比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 32.6% (2037)</p> <p>実質資金上昇率 : 1.5% 実質的な運用利回り(スプレッド): 1.7%</p>	1.1%
	<p>過去30年投影ケース</p> <p>50.4% (2057)</p> <p>{ 比例: 24.9% (2026) 基礎: 25.5% (2057)</p> <p>実質資金上昇率 : 0.5% 実質的な運用利回り(スプレッド): 1.7%</p>	▲0.1%
	<p>1人当たりゼロ成長ケース</p> <p>実質資金上昇率 : 0.1% 実質的な運用利回り(スプレッド): 1.3%</p> <p>・ 機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%~33%程度(機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合、2059年度時点の所得代替率は50.1%)。 ・ 2059年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は▲21.7%。仮にマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃し、機械的に給付水準調整を続けた場合(経済変動あり)、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%(調整終了年度は2063年度)。</p>	▲0.7%

※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。(高成長実現ケース：+0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4%ポイント、過去30年投影ケース：+0.3%ポイント)

注1：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質資金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、資金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

【働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 議論の取りまとめについて（報告）】

懇談会では、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方、個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方、複数の事業所で勤務する者など、多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方を主な議題として、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築等の観点から検討を行い、7月3日に議論のとりまとめを年金部会に提出した。

働き方の多様化を踏まえた被用者保険の 適用の在り方に関する懇談会 議論の取りまとめ

I. はじめに

II. これまでの被用者保険の適用拡大の状況

- (1) 制度改正の変遷
- (2) 適用拡大の状況等

III. 被用者保険の適用に関する基本的な視点

- (1) 被用者にふさわしい保障の実現
- (2) 働き方に中立的な制度の構築
- (3) 事業所への配慮等

IV. 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方

- (1) 労働時間要件
- (2) 賃金要件
- (3) 学生除外要件
- (4) 企業規模要件

V. 個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方

VI. 多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方

- (1) 多様な働き方の実態
- (2) 複数の事業所で勤務する者
- (3) フリーランス等

VII. おわりに

- (別紙1) 働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 構成員名簿
(別紙2) 働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 議論の経緯

◆第7回・第8回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催

厚生労働省は6月11日に第7回、7月1日に第8回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）を開催した。第7回懇談会では「意見交換を踏まえた論点整理」が、第8回懇談会では「議論のとりまとめ（案）について」が議事とされた。

【第7回懇談会】

これまでの懇談会では、被用者保険の適用の在り方について、運用拡大の方向性、就業調整への対応、事業所への影響等、医療保険に係る課題などを論点に、「短時間労働者に対する適用範囲の在り方」（時間要件、賃金要件、学生除外要件、企業規模要件）、「個人事業所に係る適用範囲の在り方」、「多様な働き方を踏まえた被用者保険（複数の事業所で勤務する者、フリーランス等）の在り方」について意見交換が行われてきた。

これらの意見交換を踏まえて被用者保険の適用の基本的視点をまとめると、一つは被保険者にふさわしい老後保障や万が一に備えたセーフティネットの拡充の実現、もう一つは働き方に中立的な制度の構築である。さらに、適用拡大の対象となる事業所の負担への配慮が挙げられる。

【第8回懇談会】

これまでの議論の取りまとめ（案）が示された。この案を修正し7月3日に最終のとりまとめが第16回年金部会（7月3日）に提出された（3ページを参照）。

◆日本年金機構、2024年4月分からの「年金額改定通知書」「年金振込通知書」及び「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書」「年金生活者支援給付金振込通知書」を発送

日本年金機構は、2024年4月分からの年金額を通知する「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」を6月5日から10日にかけて順次発送した。「年金額改定通知書」は改定後の金額について、「年金振込通知書」は変更後の振込額についてお知らせする。視覚障害により障害年金を受給している人には、毎年1回送付する年金額改定通知書等に、音声コードを印刷。2024年度に送付する「年金額改定通知書」等からは、「お知らせ にっぽんねんきんきこう」と点字で表記した封筒に入れて送付している。なお、5月分以降の年金が、在職中で支給停止になる人など一部の人には、5月2日から5月7日にかけてすでに「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」を送付している。

また、日本年金機構は6月5日、年金生活者支援給付金の受給者に2024年4月分からの支給金額を通知する「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書」と「年金生活者支援給付金振込通知書」を送付した。今年度より、年金と年金生活者支援給付金を同時に受給している人には、年金と年金生活者支援給付金の「改定通知書」と「振込通知書」を、一つにまとめて大判はがきで送付している。また、遺族年金受給者、複数の年金受給者、視覚障害による障害年金受給者には封筒で送付している。なお、4月中に年金生活者支援給付金が不該当となり、5月分以降の支払いがない人には、5月上旬に「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」と「年金生活者支援給付金 振込通知書」を送付している。

◆日本年金機構が年金動画閲覧ページを新設

日本年金機構は6月10日、年金の制度や手続きに関する各種動画を閲覧できるページを新設した。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/index.html>) このページは下記のコンテンツから構成される。

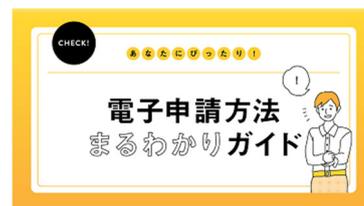
1. 国民年金に関する動画（自営業の方や学生の方向け）

- ・ 20歳になったら国民年金（20歳になった方に向けた制度説明動画）
- ・ 国民年金に関する電子申請
- ・ 確定申告・年末調整に必要な通知書の電子送付
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載方法
- ・ 簡易な所得見込額の申立書の記載方法



2. 厚生年金保険に関する動画（事業主の方や会社員の方向け）

- ・ 健康保険・厚生年金保険事務手続きガイド
- ・ 算定基礎届事務説明
- ・ 電子申請のご利用案内
- ・ オンライン事業所年金情報サービス
- ・ 健康保険・厚生年金保険 子育て支援のための制度
- ・ 厚生年金保険料等の猶予に関する動画



3. 年金の請求手続きに関する動画

- ・老齢年金請求書の記載方法について
- ・老齢年金請求書の電子申請手順
- ・年金請求書（遺族基礎年金）の記載方法について
- ・年金請求書（遺族厚生年金）の記載方法について
- ・障害基礎年金請求書の記入方法について
- ・障害厚生年金請求書の記入方法について
- ・未支給年金・未支払給付金請求書の記載方法について



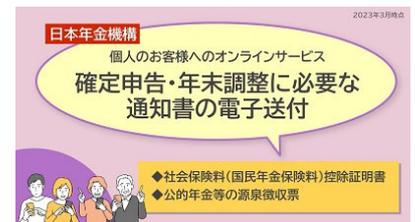
4. 年金を受け取っている方の手続きに関する動画

- ・扶養親族等申告書の提出方法／所得の計算方法
- ・確定申告・年末調整に必要な通知書の電子送付



5. 年金について学べる動画

- ・知っておきたい年金のはなし（手話・字幕版／多言語版）
- ・公的年金はみんなの強い味方
- ・退職後の年金手続きガイド
- ・障害年金ガイド（手話・字幕版）
- ・「わたしと年金」エッセイ 受賞作品朗読動画
- ・国民年金ってホントに必要なの！講座
- ・QuizKnockによる年金クイズ動画



◆ 日本年金機構が「ねんきんネット」持ち主不明記録検索機能のスマートフォン専用画面を新設

日本年金機構は6月17日、「ねんきんネット」の持ち主不明記録検索機能にスマートフォン利用者向けの検索画面を新設した。本サービスでは、持ち主不明記録に加え、国民年金死亡者記録、旧陸軍・海軍共済制度の記録、共済過去記録、農林過去記録、厚生年金基金記録も検索することができる。利用には、マイナポータルと連携するか、ユーザIDの取得を行って「ねんきんネット」へ登録することが必要。

◆ 2024年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.0%

厚生労働省は6月28日、2024年4月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年4月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の82.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は777万月で、納付月数は637万月。

【2022年4月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.6ポイント増の83.4%であった。納付対象月数は764万月で、納付月数は638万月。

【2023年4月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は81.5%であった。納付対象月数は756万月で、納付月数は617万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.6%となった。